

第四三回

参第一五回

国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、養護教諭のすみやかな養成を図るため、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の需要の増加に対処することを目的とする。

（設置）

第二条 養護教諭の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立養護教諭養成所（以下「養成所」という。）を設置する。

2 前項の養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道大学養護教諭養成所	北海道	北海道大学
弘前大学養護教諭養成所	青森県	弘前大学
千葉大学養護教諭養成所	千葉県	千葉大学
新潟大学養護教諭養成所	新潟県	新潟大学
名古屋大学養護教諭養成所	愛知県	名古屋大学
大阪大学養護教諭養成所	大阪府	大阪大学
鳥取大学養護教諭養成所	鳥取県	鳥取大学
広島大学養護教諭養成所	広島県	広島大学
徳島大学養護教諭養成所	徳島県	徳島大学
長崎大学養護教諭養成所	長崎県	長崎大学

（修業年限）

第三条 養成所の修業年限は、二年とする。

（入学資格）

第四条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

（職員）

第五条 養成所に、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

（授業料その他の費用の免除及び猶予）

第六条 養成所が附置される国立大学の学長（以下この条において「学長」という。）は、養護教諭の確保のため、養成所における授業料について、政令の定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に養護教諭となり、かつ、引き続き政令で定める期間養護教諭として在職したときは、政令の定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成

所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令の定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（省令への委任）

第七条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
（日本育英会法の一部改正）
- 2 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。  
第三十六条ノ三中「国立工業教員養成所」の下に「及国立養護教諭養成所」を加える。  
（教育公務員特例法の一部改正）
- 3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。  
第三十四条の見出し中「国立工業教員養成所」を「国立工業教員養成所等」に改め、同条中「助手」の下に「並びに国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第 号）による国立養護教諭養成所の所長その他政令で定める職員」を加える。  
（文部省設置法の一部改正）
- 4 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。  
第十六条中「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）」を「、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）及び国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第 号）」に改める。  
第三十一条の表中「八二、五七六六」を「八二、六〇六六」に、「八〇、四三六六」を「八〇、四六六六」に、「八三、一五九六」を「八三、一八九六」に改める。  
（教育職員免許法の一部改正）
- 5 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。  
附則中第十一項から第十三項までを一項づつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。
- 11 養護教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第 号）による国

立養護教諭養成所を卒業した者に対して授与することができる。

## 理 由

養護教諭の需要の増加に対処するため、臨時に国立の養護教諭養成所を設置し、養護教諭のすみやかな養成を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十九年度予算において約八千五百万円を要する見込みである。